

# 福岡県公報

平成二十五年六月十八日  
第三千五百五号  
増刊  
①

## 目次

### 規 則 (第十八号)

○生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (保護・援護課) …………… 一

### 選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正 (市町村支援課) …………… 一

### 正 誤

○福岡県身体障害者授産指導所規則及び福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則 (平成二十五年福岡県規則第七号) 中正誤 …………… 二

○福岡県事務委任規則の一部を改正する規則 (平成二十五年福岡県規則第十一号) 中正誤 …………… 三

○福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則 (平成二十五年福岡県教育委員会規則第一号) 中正誤 …………… 三

○福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 (平成二十五年三月福岡県教育委員会教育庁訓令第二号) 中正誤 …………… 三

○再掲 (平成二十五年四月九日福岡県公報第三千四百八十六号増刊①) 中正誤 …………… 三

## 規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年六月十八日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第十八号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則 (昭和五十二年福岡県規則第四十八号) の一部を次のように改正する。

様式第三号その五中「~~密閉的~~「~~密閉的~~」を「~~密閉的~~」に、「~~密閉的~~」を「~~密閉的~~」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の生活保護法施行細則の規定による様式の用紙は、なお当分の間、所要の修正をして使用することができる。

## 選挙管理委員会

### 福岡県選挙管理委員会告示第四十八号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定 (昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号) の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月十八日

一 病院 小倉南区の項中

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

小倉愛和病院

〃 〃 長野東町七番四五号

を

小倉南メデイカルケア病院

〃 〃 葛原東二一四一二

に、

医療法人社団明愛会老人保健施設  
あいわヴィラ小倉

〃 〃 長野東町七番四三号

を



	25 ・ 4 ・ 9				25 ・ 3 ・ 29		
	3486 増刊①				3483 増刊②		
	再掲			令 教 育 長 訓	福 岡 県 教 育 委 員 会		
				2	1		
65	34	25	14	14	13		
○	○		○	○	○		
		○		○			
1	1	3 後から	4 後から	3 後から	2 後から		
追加				追加	追加		
「第7条第8項」を「第8条第4項」に	<p>別紙 i その i</p> <table border="1"> <tr> <td>提供サービス</td> <td>定員数</td> <td>定員規模</td> </tr> </table>	提供サービス	定員数	定員規模	<p>精神障害者</p> <p>を</p>	<p>及び通 第二。条。</p> <p>二。項。ず。つ</p> <p>第十。五。号。中</p>	
提供サービス	定員数	定員規模					
「第7条第8項」を「第8条第4項」に	<p>知的障害者</p> <table border="1"> <tr> <td>提供サービス</td> <td>定員数</td> <td>定員規模</td> </tr> </table>	提供サービス	定員数	定員規模	<p>知的障害者</p> <p>を</p>	<p>及び通</p> <p>一。号。ず。つ</p> <p>第五。号。中</p>	
提供サービス	定員数	定員規模					